

天理市乳児等通園支援事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 13 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第28号

天理市乳児等通園支援事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市乳児等通園支援事業の実施に関する条例施行規則（令和 8 年 3 月天理市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「午後 5 時」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天理市乳児等通園支援事業の実施に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる利用許可の変更又は取消しの申請について適用し、同日前にされた利用許可の変更又は取消しの申請については、なお従前の例による。